



弁護士アプリの使い方

41

から外れるという点です。具体例を挙げます。例えば3姉妹で遺産分協議をするとしてします。財産は土地建物、株式、貯金があったとします。

調停の席上で分割することになった場合、同意は得られないとになります。しかし、ません。遺産分割調停中不動産も株式も評価額がに相続人が自分の相続人の払戻を受けることありますので、うまく分か割できるとは限りません。防ぐ方法がありません。した。元の土地建物を売

1・年始の挨拶

1・年始の挨拶 でとは異なる判断
譲買新年。今年も当口 3・従来の判断

1・年始の挨拶
謹賀新年。今年も当口
ラムにお付き合い願いま
す。

1・年始の挨拶 謹賀新年。今年も当ラムにお付き合い願います。おめでたいお話でもできれば良いのですが、とても重要な判例変更がありましたので、とにかくそちらをお伝えします。

3・従来の判断 意外に思われる方も多いため、この問題では、預貯金は遺産分割の対象ではありませんでした。最高裁は、平成16年、預貯金は遺産分割するまでもなく当然に法定続た。

でとは異なる判断です。象たたかれていたが、裁判所は、

としてきました。ま
金融機関も從来の判
決に従つて、遺産分割協
議が整つていらない段階で
相続人のひとりから
請求があれば、当該相
人の法定相続分に限つ
ては払戻をしてきまし

長女は実家の土地建物相続し、次女と三女が式を相続したとします。その後、土地建物の評額や株価を確認し、3人の相続分が同等になるように預貯金の分割金額調整することが考えますが、従来の判断に

を却してお金に換えることになるか、
ません。

て分割も知れ
6・今回の判断
今回は、このような不都合に配慮し、実務に沿つた判断をしたといえる
でしょう。
※なお、ここでの記述
象とす
は、あくまでも私個人の
意見ですので、その点、
ご了承ください。

過去の当二不^ム
容も変更が必要
判例変更です。

4・不都合の記載内相続分に従って分割されなほどのると判断しました。これに従つて、家庭裁判所では不都合な点が

うと、このよくな調整弁の判断に として預貯金を利用するありまし ことができませんでし

藤野恵介（ふじの・けいすけ）弁護士（大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所）・大阪

2・判例変更
平成28年12月

も、原則として預貯金は
た。それは、どのように
19日、最 遺産分割調停の席上では
が遺産分 調停の対象とせず、当事
と判断し 者全員が対象とすること
、これま に同意したときにのみ対
す、遺産分割調停の対象
も、原則として預貯金は
た。それは、どのように
た。

この場合、預貯金は3
物と株式のみを遺産分割
する際に、預貯金は大きな
役割を果たすにも関わら
ない。姉妹が3分の1ずつ当然
に相続し、残りの土地建
た。

市北区梅田1-2-2-1000号、電話06-6345-1618（午前10時～午後5時）、<http://lunedai-law.jp>）。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専門相談員（遺言相続△家事△債務整理△交通△労働△建築）、大阪住宅紛争審査監理官嘱託。アドバイス書。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。